

資料 4

令和 2 年 2 月定例会（事前）
文教厚生委員会資料
教育委員会

徳島県部等設置条例及び徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

ア 改正の理由

地球温暖化に起因する自然災害の頻発化、激甚化等の本県が直面する課題の解決を図るとともに、知事が徳島県文化の森総合公園文化施設を所管することにより社会教育施設の観光振興等への活用を推進することとし、こうした施策の効果を最大限に発揮する組織体制を構築するため、部を改組するとともに、当該文化施設に関する条例について所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

部を改組するとともに、徳島県文化の森総合公園文化施設に関する事務を教育委員会から知事に移管することに伴う所要の整備を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、令和二年四月一日から施行することとする。

※ 本条例案については、総務委員会に付託予定